

広島県告示第四百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成三十年六月十八日までの間、縦覧に供する。

平成三十年六月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市須波西町八五二番八地先から 三原市須波ハイツ一丁目七六五番四七八地先 まで	二四・七〇 二〇・五〇	二〇・五〇 二六・一〇	五五・〇〇	五五・〇〇	幅員減少 不用物件延長 五五・〇〇メ ートル